

また、下記役員等名簿に記載した者が暴力団排除規則第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを宿毛警察署に照会することを承諾し、契約後に該当することが判明した場合、契約の解除等の町が行う一切の措置及び当方が被る不利益について意義の申し立てを行いません。

大月町長 岡田 順一 様

所在地 (住所)

法人名・商号・名称等

[illegible]

役員等名簿【 】

[illegible]

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、大月町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第10号）の規定に基づき取り扱うものとし、大月町が大月町の事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、大月町がこれらの情報をもとに宿毛警察署長から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 一般社団法人若しくは公的社団法人又は一般財団法人若しくは公的財団法人については、理事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にあることとされる者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○大月町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 第2条第2項第5号（抜粋）

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）をいう。

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの